

〔事案 26-180〕 契約無効請求

・平成 27 年 11 月 9 日 裁定終了

＜事案の概要＞

契約の際、募集人による誤った説明があったことを理由に、契約取消しを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 26 年 7 月、募集人から、1 年と 1 日を過ぎれば解約しても元本割れしないと聞いたので、保険料を前納のうえ、個人年金保険を契約したが、その後、保険会社に確認したところ元本割れすることが判明し、自分が理解していた商品と違うため契約を取り消してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人は保険設計書を提示し契約内容を説明し、理解してもらっている。
- (2) 契約時、解約払戻金額等試算例表も提示し、解約時の前納未経過保険料の返金や、支払困難になった場合も説明しており、訪問と携帯電話のメールも活用しながら丁寧に対応し、募集人の説明に誤りはない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容やメールのやりとりに不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件契約について募集人の説明内容に不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。